

管理組合役員選挙実施細則

(趣旨)

第1条 本細則は、理事会運営規則第1条の規定に基づき、管理組合役員の申込者が定数を超えた場合に実施する役員選挙について定める。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 理事会は、次期役員の申し込み受付期限日までに役員申込者が定数を超えた場合、選挙管理委員会を設置しなければならない。

- 2 理事長は、選挙管理委員3名を、役員、役員申込者以外のA棟に居住する組合員の中から指名することができる。
- 3 指名された選挙管理委員は、互選により選挙管理委員長を決定し、選挙管理委員会が発足した旨を告示し、併せて役員申込者に通知しなければならない。

(選挙管理事務)

第3条 選挙管理委員会は、以下のことを実施する。

- ① 立候補者の認定
 - ② 選挙人名簿の作成
 - ③ 選挙期間、投票期間の決定
 - ④ 投票用紙の作成と配布
 - ⑤ 選挙活動の管理
 - ⑥ 開票
 - ⑦ 選挙結果の発表
- 2 選挙管理委員会は、委員会の発足の告示後できるだけすみやかに、立候補者の氏名一覧、選挙期間、投票期間、開票日時、選挙の結果報告その他選挙に関し必要と認める事項を告示しなければならない。
 - 3 告示は、玄関ロビーの掲示板に掲示することでおこなうものとする。ただし、告知すべき内容が多いあるいは周知の徹底等の理由で選挙管理委員会が必要と認める場合は選挙管理委員会報の各戸配布をもって行うことができる。
 - 4 選挙管理委員会は選挙管理事務のうち事務文書の原案作成について、管理会社に依頼することができる。

(立候補者の認定)

第4条 選挙管理委員会は、役員申込者の届け出内容に瑕疵がない場合、立候補者として認定するものとする。ただし、役員申込者が立候補者となることを辞退した場合は、当該辞退者の認定をしない。

- 2 立候補者になることを辞退したい役員申込者は、第2条第3項に規定する選挙管理委員会の告示日の翌日から2日以内に理事会に役員申込取消届を提出するものとする。

(選挙人名簿)

第5条 選挙人は、A棟に居住する組合員とし、投票の権利は各戸に1票とする。

- 2 選挙管理委員会は選挙人名簿を作成する。
- 3 理事長は、選挙人名簿作成の用に供するため、総会で使用する組合員名簿を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(選挙期間・投票期間)

第6条 選挙期間、投票期間は、第3条第2項の告示日の翌日から7日間を選挙期間とし、その最終日の翌日から7日間を投票期間とする。

- 2 投票箱は、投票期間中、管理事務室窓口カウンター近辺に9時から5時まで設置する。
- 3 投票箱は、カギがかかる箱もしくは選挙管理委員長印で周囲を封印した箱とし、設置時間以外においても厳重に管理しなければならない。

(投票用紙)

第7条 投票用紙は、立候補者をあらかじめ連記し、各候補者名の下段に空欄を設け、選挙人が信任を意味する○印を記載する無記名様式とする。

- 2 投票用紙には、○印をつけること、○印の数は定数までとする（定数以内であればひとつでもよい）こと、投票期間と投票箱の設置場所を記載するものとする。
- 3 立候補者の並べ方は、左から右に（横書きの場合は上から下に）役員申し込みの届出日の早い順に並べるものとする。ただし、届出日が不明あるいは同日の場合は、選挙管理委員会が、複数の理事の立会いで、すべてのあるいは一部の並び順を抽選で決定することができる。
- 4 作成された投票用紙には、連番（1から選挙人名簿による配布枚数までに限る）を記載し、併せて選挙管理委員長の印を押印しなければならない。
- 5 投票用紙は、連番と配布順が対応しないように必ず混合した上で投票権のある各戸に配布するものとする。

(選挙活動と禁止事項)

第8条 立候補者は、立候補の所信ビラを選挙期間中にA3版の大きさを限度とした用紙1枚（裏表使用可能）に限り印刷して配布することができる。

- 2 選挙管理委員会は、立候補者が印刷する場合に用紙200枚までを提供するものとし、印刷のための管理事務所機器の使用を認めるものとする。
- 3 立候補者は、金品、物品の供与による投票依頼を行ってはならない。
- 4 組合員は、投票用紙を他人に提供したり、金品、物品による譲り渡しを行ってはならない。

(選挙の広報)

第9条 選挙管理委員会は、投票率の向上に向けて、投票の勧奨を、お知らせの掲示、選挙管理委員会報の配布等によって行うことができる。

(選挙の中止)

第10条 役員申込者が立候補者になることを辞退したり役員申込者にその資格がないことが発見されて、立候補者数が役員の定数内に収まる場合、選挙管理委員会はその旨を記載した告示をもって選挙を中止することができる。

(開票)

第11条 開票は、投票時間終了後できるだけ早い時間を選挙管理委員会が設定して行う。

2 開票作業は、公開とする。ただし、開票作業の進捗を妨害する等の言動がある場合、選挙管理委員会は退場を命ずることができる。

3 理事会は、開票の立会人として2名を開票に立ち合わせなければならない。

(判定)

第12条 投票用紙の判定は、できるだけ投票者の意向を反映することを前提にして選挙管理委員会が以下の判定基準により個別に判定するものとする。

2 有効あるいは一部有効とするものは以下のとおりとする。

① ○印の記入はあるが、それ以外の欄に×印等の他事記載がある投票用紙は、○印の候補者への信任として数える。ただし、他事記載に立候補者、選挙管理委員会あるいは管理組合への非難中傷が記載されている投票用紙は無効とする。

② 二重○をつけている投票用紙は、信任として数える。

③ ○印記入欄ではなく、立候補者名欄に○を入れたり、立候補者名を○で囲っている投票用紙は、信任として数える。

3 無効とする投票用紙は以下のとおりとする。

① ○印以外の記号や記載事項しかない投票用紙

② すべての立候補者に○印をつけている投票用紙

③ 白紙の投票用紙

④ 第7条第4項に規定以外の投票用紙（コピーを含む）

4 前項までにあてはまらない事項は選挙管理委員会が判断する。

(当選)

第13条 当選者は、投票総数の過半数の○印があり、かつその得票数の多い順に定数の人数までの候補者とする。

2 得票数が同数で当選者を決定できない場合、選挙管理委員長が抽選で決定することができる。

3 定数を超える順位の立候補者を次点とする。

4 当選者の中で辞退や不適格事項があった場合、次点者が繰り上がるものとする。

5 当選者は、管理規約第49条第13号に規定する総会による承認を得なければならない。

6 前項の規定にかかわらず、任期途中で、選挙による当選者が役員を辞任した場合は、理事会は、理事会決議で次点者を繰り上げて理事に任命することができる。

ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

（選挙結果）

第14条 選挙管理委員会は、選挙結果について、開票終了後できるだけ早い時期に、選挙人数、投票者数、有効投票数、無効数、棄権者数、投票率及び各候補者の得票数と当選者の明示を記載した告示あるいは選挙管理委員会報の配布をしなければならない。

2 選挙管理委員長は、前項の内容を記載した結果報告を選挙管理委員会及び立会人全員の署名の上、理事長に提出しなければならない。

（異議申し立て）

第15条 選挙結果に異議がある立候補者は、選挙結果の告示あるいは配布の翌日から7日以内に、選挙管理委員会にその理由を付して異議申し立てをすることができる。

2 選挙管理委員会は、異議申し立てがあった場合、速やかに異議の可否を決定し、異議申し立て人及び理事長に報告しなければならない。

3 選挙管理委員会は、異議申し立ての内容に応じて、投票用紙の再点検を行うことができる。

4 前項の再点検には、理事会から開票時の立会人とは別の2名の立会人が立ち会わなければならない。

5 異議申し立て人は、再点検の場に立会うことができる。

6 再点検は公開とする。ただし、再点検作業の進捗を妨害する等の言動がある場合、選挙管理委員会は退場を命ずることができる。

7 選挙管理委員会は、再点検の結果を意義申立人及び理事長に報告すると共に、選挙人に対して知らせなければならない。

（投票用紙の保管と処分）

第16条 選挙管理委員会は、開票後の投票用紙を、開票日の翌日から30日間、保管しておかななければならない。

2 保管は、投票用紙を封筒に入れて選挙管理委員長の割り印で封印し、保管庫等に収納することによって行う。

3 前条の異議申し立てがあり投票用紙の再点検が必要な場合、封印を解除することができる。

4 選挙管理委員会は、第1項の規定する期間以後はいつでも処分することができる。ただし、異議申し立てについての選挙管理委員会の見解が期間内に出ていない場合はそれまで処分は保留しなければならない。

（選挙費用）

第17条 選挙管理事務に要する費用については管理組合会計から支出するものとする。

(細則外事項)

第18条 本細則に定めのない事項については、選挙の公明正大性の原則に則る内容で選挙管理委員会が決定することができる。

(細則の改廃)

第19条 本細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

(細則原本)

第20条 この細則を証するため、理事長および理事長の指名する2名の区分所有者が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

2 細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

本細則は、2007年 9月23日より効力を発する。